

# 人権センターからのお知らせ

## 心配なこと、困っていること、相談しませんか

人権センターでは、より気軽に相談できるように、面接による相談のほか、相談専用ダイヤルを開設し、相談を受けています。実施日にお電話いただくと専門員が相談をお受けいたします。相談の日時は下表のとおりです。

また、女性・子ども・高齢者などのさまざまな人権問題について、みなさんの相談に応じ、必要であれば、市の窓口や関係機関の紹介なども行っています。お気軽にご利用ください。

このほか、人権センターでは次のような事業を行っています。

- ①各種講演会やパネル展などの開催
- ②企業・団体などへの研修講師派遣
- ③人権啓発に関する会議・研修への会議室の提供、市民の交流の場として会議室の貸し出しなど。



人権センターの活用をお待ちしています

### ●相談日程表 相談専用ダイヤル ☎(322)1697

名称	実施日	時間	相談内容
教育相談	月1回 (第3水曜日)	10時～16時	学校・教育に関する相談
消費生活相談	月1回 (第3金曜日)	9時～12時	悪質商法・クーリングオフなどに関する相談
行政相談	月1回 (第3土曜日)	13時30分～15時30分	国・地方公共団体等の行政に関する要望・苦情などの相談
人権相談	毎週1回 (火曜日)	13時～16時	人権問題に関する相談 (5月は4日、11日、18日、25日)
社保・年金相談	月2回 (第2・4水曜日)	10時～15時	社会保険・国民年金に関する相談・手続
女性の心理カウンセリング	月2回 (第1・3木曜日)	10時～16時	女性が直面するさまざまな悩みに関する相談

※女性の心理カウンセリングは2日前までに要予約 ☎(332)2075  
※社保・年金相談、女性の心理カウンセリングは面接のみです。

### 問い合わせ

糸島市人権センター ☎(322)5095

開館日 毎週月曜日を除く毎日 開館時間 8時30分から17時まで

共同参画社会の形成に悪影響をおよぼすと認められる施策についての苦情。  
救済 ● 市内において性別による差別や男女共同参画を阻害する要因によって、人権が侵害されたとき。

基本計画に基づき、男女共同参画を確実に実行するための基本計画を策定します。また、その計画などの調査審議や実施状況についてご意見をいただく

### 基本計画と審議会

この条例は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市と議会、市民、事業者などの責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めています。

### 基本理念

男女の性別を問題にしない、男女共同参画社会の形成の推進に向けての基本理念を8つ定めています。

- ①性別による差別を禁じて個人の尊厳を重視
- ②個性の尊重と能力の発揮
- ③社会における制度または慣行についての配慮
- ④政策などの立案および決定への共同参画
- ⑤家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑥教育の場における人権および男女平等教育の推進
- ⑦互いの身体的特徴および性に関する理解ならびに性に関する個人の意思の尊重
- ⑧国際的な相互協力

### 市と議会、市民、事業者などが協力し合って推進

く男女共同参画審議会を設置します。  
※条例全文は市ホームページでご覧いただけます。

### 問い合わせ

糸島市人権政策課 ☎(332)2075

# さんかく情報局

## 男女共同参画社会推進条例を制定

vol. 3

市では、男女が性別にかかわらず、職場や学校、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野で、対等なパートナー（構成員）として共に参画することができる男女共同参画社会をつくるため、この条例を制定しました。



男女共同参画をテーマにした寸劇（昨年のみなづきフォーラムから）

### 強調月間

市民が、男女共同参画社会の形成についての理解を深め、取り組みへの意欲を高めることを目的に、毎年6月を強調月間と定めています。この期間に、市では市民や事業者と協力して啓発のための行事を行います。

### 拠点施設

男女共同参画社会の形成を推進するための拠点施設「男女共同参画センターラポール」と「男女共同参画センターかがやき」を活用します。

### 苦情処理

苦情処理委員に対して、苦情や救済を申し出ることができます。苦情は市民と市内事業者などが、救済はどなたでも申し出ることができます。  
苦情 ● 市が実施する推進施策や、男女

# 人権コラム

## 人権学習の必要性を考える

社会人権・同和教育指導員 吉原雅弘



### 日々たいせつにしたいもの

日常生活の中で、自分の権利を主張するあまり、周囲の権利を侵害していることはありませんか。自分は差別をしない、したことはないと思っても、自分は気づかず人に傷つけていることがあるかもしれません。

### 人権学習は身近なもの

人権とは、人間として生きるために必要な権利をいい、すべての人が生まれながらに持っている基本的な権利なのです。人権学習という、つい身構え、堅苦しいといったイメージを持っていませんか。人権学習は、決して堅苦しいものではなく、家庭や職場、地域社会の中にある身近なものです。

例えば、車イスの人が公園の遊歩道で止まっています。ほとんどの人が特に気に留めることもなく、黙って通り過ぎていきます。よく見ると段差で立ち往生していました。人権学習で学んだ人なら声をかけるなど、行動をとるかもしれません。

このように、人権問題をとらえる感性や配慮が十分に身につくようにしていくことがたいせつではないでしょうか。人権学習で必要な知識や情報を身につけることで、今後の行動に結びついていきます。

### 求められる人権学習とは

時代の移り変わりとともに、人権を取り巻く情勢も変化し、新たな人権課題も出てきています。

人権学習は、知識を得るだけでなく、市民のみなさんが人権に関するさまざまな問題に直面したり、相談を受けたとき、迷わず行動に表せるようになるために必要になってきます。

身近な人権問題に気づき、行動が伴うような、効果的な学習会をめざしたいと思います。